

島根県報

号外第六三三号

平成十四年四月三十日

(火曜日)

告 示

目 次

島根県企業立地促進助成金交付要綱の一部改正 (企業振興課) 一
拠点工業団地立地促進補助金交付要綱の一部改正 () 一

告 示

島根県告示第四百七十八号

島根県企業立地促進助成金交付要綱(平成五年島根県告示第四百二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十四年四月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

第二条第三号中「第三条第一号イ」を「第三条第一号イ(1)又は第二号イ(1)」に改め、同条第四号中「常用従業員」の下に「(規則第二条第三号に規定するソフト産業及び知事が特に認める業種にあっては、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者その他の実質的に常用従業員に準ずると認められる者を含む。)」を加える。

第三条第一号中「第三条第一号」を「第三条第一号イ又は第二号イ」に改め、「三億円」の下に「(規則第三条第二号イに掲げる業種にあっては、一億円)」を、「十人」の下に「(規則第三条第二号イに掲げる業種にあっては、五人)」を加え、同条第二号中「第三条第二号」を「第三条第一号ロ又は第二号ロ」に、「第二条第六号」を「第二条第四号」に改め、「十人」の下に「(規則第三条第二号ロに掲げる業種にあっては、五人)」を加

える。

第五条第一号イ中「十五パーセント」の下に「(規則第三条第一号に該当しない場合は、十パーセント)」を加え、同号ロ中「二十パーセント」の下に「(規則第三条第一号に該当しない場合は、十五パーセント)」を加え、同条第二号中「第二条第二号から第五号まで、第七号及び第八号」を「第二条第二号、第三号、第五号及び第六号」に改め、「十五パーセント」の下に「(規則第三条第一号に該当しない場合は、十パーセント)」を加え、同条第三号中「第二条第六号」を「第二条第四号」に改め、「二十パーセント」の下に「(規則第三条第一号に該当しない場合は、十五パーセント)」を加える。

附 則

- この告示は、平成十四年四月三十日から施行する。
- この告示による改正後の島根県企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成十四年四月一日以後の島根県企業立地促進条例(平成四年島根県条例第二十三号)第四条第一項の規定による認定(以下「認定」という。)に係る助成金について適用し、同日前の認定に係る助成金については、なお従前の例による。

島根県告示第四百七十九号

拠点工業団地立地促進補助金交付要綱(平成八年島根県告示第六百二十三号)の一部を次のように改正する。

平成十四年四月三十日

島根県知事 澄 田 信 義

第二条第五号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める。
第四条第五号中「従業員の数が、十人以上(益田拠点工業団地及び旭拠点工業団地に立地する企業等であってソフト産業を営むもの並びにソフトビジネスパーク島根に立地する企業等にあっては五人以上)」を「従業員(ただし、ソフト産業及び知事が特に認める業種にあっては、雇用期間の定めがある者で、実質的に雇用期間の定めがないと認められるものを含む。)の数が、五人以上」に改める。
別表を次のように改める。

毎週火・金曜日発行

別表 (第二條関係)

- ソフトウェア業
- 情報処理サービス業
- 情報提供サービス業
- 広告代理業
- デザイン業
- 機械設計業
- 経営コンサルタント業
- ディスプレイ業
- 非破壊検査業
- エンジニアリング業
- 自然科学研究所
- コールセンター業
- デジタルコンテンツ業
- データセンター業

附 則

- 1 この告示は、平成十四年四月三十日から施行する。
- 2 この告示による改正後の拠点工業団地立地促進補助金交付要綱の規定は、平成十四年四月一日以後に締結された契約に係る補助金について適用し、同日前に締結された契約に係る補助金については、なお従前の例による。

平成十四年四月三十日印刷
平成十四年四月三十日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江市殿町
松島根
松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円 (送料共)